

諮問事項

資料 1

東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案の概要

1 改正理由

国民健康保険税の税率等を見直すため必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る税率等を次のように改めること。（第3条第1項、第5条、第6条、第7条の2、第8条及び第9条の2関係）

区分			改正後	改正前
			令和7年度分以後	令和6年度分まで
基礎課税額	所得割額		6.97%	6.43%
	均等割額		29,800円	27,400円
	平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	20,900円	20,100円
		特定世帯	10,450円	10,050円
		特定継続世帯	15,675円	15,075円
後期高齢者支援金等課税額	所得割額		2.48%	2.31%
	均等割額		10,300円	9,500円
	平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	7,200円	6,900円
		特定世帯	3,600円	3,450円
		特定継続世帯	5,400円	5,175円
介護納付金課税額	所得割額		2.19%	2.12%
	均等割額		11,300円	11,000円
	平等割額		〔5,700円〕	5,700円

〔 〕内は変更なし

- (2) 低所得世帯に係る被保険者均等割額の減額について次のように改めること。

（第23条第1項関係）

区分		改正後	改正前
		令和 7 年度分以後	令和 6 年度分まで
基礎課税額	7 割軽減	20,860 円	19,180 円
	5 割軽減	14,900 円	13,700 円
	2 割軽減	5,960 円	5,480 円
後期高齢者支援 金等課税額	7 割軽減	7,210 円	6,650 円
	5 割軽減	5,150 円	4,750 円
	2 割軽減	2,060 円	1,900 円
介護納付金課税 額	7 割軽減	7,910 円	7,700 円
	5 割軽減	5,650 円	5,500 円
	2 割軽減	2,260 円	2,200 円

(3) 低所得世帯に係る世帯別平等割額の減額について次のように改めること。

(第 23 条第 1 項関係)

区分			改正後	改正前
			令和 7 年度分以後	令和 6 年度分まで
基礎 課 税 額	7 割 軽 減	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	14,630 円	14,070 円
		特定世帯	7,315 円	7,035 円
		特定継続世帯	10,973 円	10,553 円
	5 割 軽 減	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	10,450 円	10,050 円
		特定世帯	5,225 円	5,025 円
		特定継続世帯	7,838 円	7,538 円
	2 割 軽 減	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	4,180 円	4,020 円
		特定世帯	2,090 円	2,010 円
		特定継続世帯	3,135 円	3,015 円

後 期 高 齢 者 支 援 金 等 課 税 額	7 割 軽 減	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	5， 0 4 0 円	4， 8 3 0 円
		特定世帯	2， 5 2 0 円	2， 4 1 5 円
		特定継続世帯	3， 7 8 0 円	3， 6 2 3 円
	5 割 軽 減	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	3， 6 0 0 円	3， 4 5 0 円
		特定世帯	1， 8 0 0 円	1， 7 2 5 円
		特定継続世帯	2， 7 0 0 円	2， 5 8 8 円
	2 割 軽 減	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	1， 4 4 0 円	1， 3 8 0 円
		特定世帯	7 2 0 円	6 9 0 円
		特定継続世帯	1， 0 8 0 円	1， 0 3 5 円
介護納 付金課 税額	7 割軽減		〔 3， 9 9 0 円〕	3， 9 9 0 円
	5 割軽減		〔 2， 8 5 0 円〕	2， 8 5 0 円
	2 割軽減		〔 1， 1 4 0 円〕	1， 1 4 0 円

〔 〕内は変更なし

(4) 未就学児に係る被保険者均等割額の減額について次のように改めること。

(第23条第2項関係)

区分		改正後	改正前
		令和6年度分以後	令和5年度分まで
基礎課税額	7割軽減	4, 470円	4, 110円
	5割軽減	7, 450円	6, 850円
	2割軽減	11, 920円	10, 960円
	上記以外	14, 900円	13, 700円
後期高齢者支援金等課税額	7割軽減	1, 545円	1, 425円
	5割軽減	2, 575円	2, 375円
	2割軽減	4, 120円	3, 800円
	上記以外	5, 150円	4, 750円

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。
- (2) 改正後の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用すること。